

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 22 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2016 年 10 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

「一つの指輪」の著作権侵害

事業活動を行うにあたり、著作権侵害のリスクを管理することは重要な法律問題です。近時、オーストラリア連邦裁判所は、小説「指輪物語」に登場する「一つの指輪（One Ring）」を模倣した指輪を販売した宝石商が著作権者の著作権を侵害したという判断を下しました。

オーストラリアの著作権法上、著作権者からライセンスを受けることなく著作物を複製したり、著作権を侵害していることを現に認識し、または合理的に認識できる状況において、物品（著作物の複製品を含む著作権法上の概念）の販売等を行うことは、著作権の侵害に該当します。この裁判例では、メルボルンの宝石商である被告が、故 J・R・R・トールキン氏の著名小説「指輪物語」に登場する「一つの指輪」の銘を模倣した銘を刻印した指輪を製造し、オンラインショップで販売したことが著作権の侵害に該当すると認定され、連邦裁判所は被告に侵害行為の差止め、商品・販売用資料の引渡し、情報開示、損害賠償（または利益の吐出し）等を命じました。このように、著作権侵害と認定された場合、重大な法的効果が生じ得ます。

著作権侵害の問題は、著作権者が所在する国以外の国で事業を行う場合にも生じます。したがって、事業を行うにあたっては、他人の著作権を侵害していないか、全世界的な観点で慎重に確認を行うとともに、他人の著作権を侵害する可能性がある場合には、あらかじめ著作権者からライセンスや使用許諾を受けておくことが肝要です。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

Japan Practice 紹介サイト



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



その他の注目のトピック

インフラ事業における PPP の活用

貨物運送事業や物流事業における資金調達方法として、ユーザーが資金拠出するタイプのパブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）の活用も考えられます。PPP とは官民が協働する事業形態や資金調達手法を指し、有料高速道路事業などの分野で活用されていますが、必ずしも全ての事業に適しているわけではありません。PPP による資金調達がどのような事業に適しているのか解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

保険事故該当性に関する裁判例

保険事故は保険金請求の可否を決する重要な概念です。近時、クイーンズランド州の控訴裁判所は、クレーン車の損壊が保険でカバーされるか否かが問題となった事案（被保険者であるクレーン車の所有者側の使用方法に過失があった事案）で、第一審裁判所の判断を覆し、保険契約中の保険事故該当性に関する条項を被保険者側に有利な形で解釈し、保険事故の範囲について一定の解釈指針を示しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

個人情報保護態勢についてご確認を

出会い系サイト（Ashley Madison）への第三者のハッキングによる個人情報の流出事案に関して、オーストラリア情報委員会（Australian Information Commissioner）とカナダプライバシー委員会（Privacy Commissioner of Canada）が本年 8 月に共同報告を発表しました。オーストラリアで事業を行うにあたって必要な個人情報保護措置に関して参考になる事案です。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら、共同報告（英語）への[リンク](#)はこちら

顧客フィードバック用 SNS アカウントにおける企業対応

企業は近年、顧客との双方向的な情報通信を可能にするため、顧客からのフィードバック用の SNS アカウント（Twitter など）を設置していますが、当該アカウントにおいて誹謗中傷された従業員に対する企業による保護が不十分であったと、カナダの労働仲裁において判断されました。オーストラリアにおいても、フェアワーク法の「反いじめ」条項が同様の状況下で適用されると考えられ、企業としてのジレンマ

を踏まえて、正しい対応の方法について検討します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

雇用契約における、適用労使裁定の特定の必要性

企業は従業員との雇用関係の単純化を図るため年棒制を採用することがありますが、雇用契約において年間の給与額を定め、これに「労使裁定に基づき支払われる全ての給付金が含まれる」と包括的に定めていた事案で、裁判所は、どの労使裁定が適用されるのかについて契約当事者が注意を払っていなかったことは明らかだとして、年間給与額に加えて追加的に残業代等の支払を命じました。雇用契約において適用される労使裁定を特定する必要性について議論します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

買収委員会によるガイダンス覚書の明確化

買収委員会は、2016年9月14日、公開買付における対象会社の「買収阻害行為」を定めるガイドライン覚書12を修正する提案を行いました。これにより「買収阻害行為」が受入れ可能な状況がより明確になり、また株主に保有株式を処分する「真正の機会」が与えられるかという新たな判断基準が導入されます。買収委員会は10月24日まで意見を募集しています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

NSW州で不動産の優先通知（Priority Notice）制度開始

不動産法（Real Property Act 1900）の新たな一部（Part 7B）が2016年10月1日に効力を生じ、現在TAS州・QLD州・SA州で制度化されている不動産の優先通知制度がNSW州でも開始されました。権利者は、優先通知をPEXA（Property Exchange Australia）に対して電子申告することにより、全ての利害関係人に通知され、権利登録前の段階で自らの権利を確保することができます。効力持続期間・優劣関係・取消手続なども含め、制度の概要を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

1. ブリスベン日本商工会議所セミナー「豪州 M&A 取引実務」

2016年8月12日、ブリスベン日本商工会議所主催の標記セミナーが

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

開催され、加納寛之弁護士が「豪州 M&A 取引実務 ～ M&A の種類、手続の流れと注意点、買収後の経営統合等に関する基本的なポイント」をテーマに講演を行いました。豪州 M&A は、Public M&A、Private M&A 及び事業 M&A に大別することができますが、これらの M&A について調整スキーム (Scheme of Arrangement) などの豪州特有の法制度も踏まえながら概説するとともに、レシーバーが行う入札 M&A 案件の特徴と注意点、買収監査 (デューディリジェンス) と表明保証条項との関係、買収後の経営統合に関する留意点とその対応など、日本の M&A との相違点などにも触れながら解説を行いました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. 「外国投資に関する規制の大幅な変更」セミナー

2015 年 12 月 8 日にシドニー日本商工会議所、また、2015 年 12 月 16 日に弊所ブリスベンオフィスにおいてそれぞれ行われたセミナーで、加納寛之弁護士が標記の講演を行いました。このセミナーでは、2015 年 12 月 1 日に施行された外国投資に関する法改正の内容について、近年の事例も交えながら解説を行いました。この法案は、今までにない新しい概念を導入したり、承認申請が必要となる基準値を変更したり、外国投資家に新たな義務を課したりと、従来の規制の枠組みを大幅に変更する内容となっています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

3. オーストラリア石炭投資促進セミナー

2015 年 10 月 7 日、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「最近の炭鉱権益取得案件の特徴と注意点 ～ 1 ドルでの炭鉱取得に際して検討すべき重要事項」をテーマに講演を行いました。石炭市場の低迷に伴い、操業を停止したプロジェクト権益を安価で売買する案件が俄かに増加していますが、収益の上がらない既存の権益を売却してプロジェクトから完全撤退する方法や、将来有望な炭鉱権益を安価で取得する方法、そしてこれらの取引に関する重要な法律上の問題点等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

4. オーストラリア農業投資セミナー

2015 年 10 月 1 日、東京の帝国ホテルにおいて、豪州クィーンズランド州アナスタシア・バラシェ首相の来日を記念して、農業投資セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州農業分野への投資の法的側面」と題する講演を行いました。日豪 EPA 締結に続き TPP が大筋合意に至るなど、日豪間の貿易環境が目まぐるしく変化する中で、先進国でありながら農業輸出大国でもあるオーストラリアの農業分野に対

する投資の可能性について検討する動きが活発化しています。このような環境下、農業分野への投資に関する規制の枠組みが大きく変わろうとしています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

1. 「拡大する豪州 M&A マーケットの動向と買収時の留意点」 （「ビジネス法務」2016年4月 Vol.16 No.4）

標記記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアの M&A マーケットの全体動向を紹介しつつ、2015年12月に施行された外資規制法の改正、オーストラリア企業の買収手法、企業買収に絡んで実務的な問題を生じる労働法制上の注意点等、オーストラリアにおける M&A の基本的な留意点について解説しています。

2. 「オーストラリアにおける不動産ノンリコースローン～日本における不動産ノンリコースローンとの相違点～」（ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.28 - 2015年11月・12月号）

The Association for Real Estate Securitization（ARES）（一般社団法人不動産証券化協会）の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルに鈴木正俊弁護士が寄稿した記事（共著）。日豪両国で不動産ノンリコースローンを取り扱った経験を元に、オーストラリアにおける不動産ノンリコースローンの基本的なストラクチャー及び論点について解説しています。記事はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 高橋輝好
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7991
メール：ttakahashi@claytonutz.com



ロークラーク カ石剛志
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7432
メール：tchikaraishi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
直通電話：07-3292-7599
メール：kotake@claytonutz.com